

令和8年度当初予算編成方針について

1 基本方針

- 日本経済の先行きについて、8月の月例経済報告では「景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している」とする一方で、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある」とされている。
- また、「経済財政運営と改革の基本方針2025」においては、「全世代型社会保障の構築」「少子化対策及びこども・若者政策の推進」「公教育の再生・研究活動の活性化」「戦略的な社会資本整備の推進」「持続可能な地方行財政基盤の強化」の5つを主要分野ごとの重要課題と位置付けた。

その中で「持続可能な地方行財政基盤の強化」においては、「拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む」とし、「地方公共団体が行う公共事業や施設管理、サービス等における価格転嫁の推進等や、地域を支える老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保等のための取組を進めるとともに、地方の一般財源の総額を確保して、地域における賃上げを起点とした成長型経済の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する」ことで、財政運営に支障が生じないよう措置を講じるとしている。
- こうした中、本市では、人件費や物価の高騰により、職員人件費、施設管理経費や社会保障関連経費が増加するほか、金利上昇による公債費の増大が見込まれ、引き続き厳しい財政状況になることが想定される。そのため、令和8年度当初予算要求に当たっては、事業の在り方について廃止を含めた再編を検討するとともに、新たな財源の確保を図っていただきたい。

- 令和8年度は、まちづくりの向こう5年間の総合的かつ基本的な指針である「第2次那須塩原市総合計画後期基本計画」の4年目である。限られた財源を最大限に有効活用するために、後期基本計画の重点推進テーマなどに位置付けられた事業に優先的に予算付けし、「住んでいけば生き延びられる」持続可能なまちづくりを進めていくこととする。
- 各部等においては、予算編成の原則（総計予算、会計年度独立など）を遵守するとともに、次の諸点に留意し、予算要求に望まれない。

2 予算要求に当たっての留意点

- 第1 徹底したコスト意識のもと、事業の優先順位、事業費等を精査し、事業の廃止・縮小を検討し、真に必要な予算を要求すること。
- 第2 部の主体性を強化するため、部単位で予算調整を実施する。予算調整の対象は、「経常経費」、「普通建設事業費」及び「実施計画において枠内事業に選定された事業」とする。

各部は、財政課が提示する予算配分枠内で、事業の優先度、費用対効果等を見極め予算調整を行うこと。ただし、補正ありきの調整は行わないこと。
- 第3 「新規事業」及び「拡充事業」については、実施計画で選定された事業以外は予算要求しないこと。なお、要求に当たっては、十分に熟度を高め、積算根拠を明確にして要求するとともに、あらかじめ目標（定量化）、成果・効果や実施期間、出口戦略などを明確にすること。
- 第4 「市単独補助金」は、補助金等審査会の結果に基づく見直しを反映させた上、要求すること。また、見直し未了事業については、各課が設定した見直し終期までに見直しを完了すること。なお、見直し完了までは、その進捗状況によって、財政課で個別査定を行う場合がある。
- 第5 官民連携や新たな資金調達手段を積極的に検討・活用するなど、事業財源を安易に一般財源に頼ることなく、自らの財源は自らが確保するという強い意識をもつこと。

第6 国・県等と緊密に連携の上、動向や情報を的確に把握し、特に制度の新設、変更、廃止等について留意するとともに、導入可能な補助金等を積極的に活用すること。なお、国の予算編成や地方財政対策の動向によっては、予算編成の弾力的な対応が必要となるので留意すること。

第7 「予算の再協議」は実施しない。施策の実施に必要な経費を適切に見積り、漏れのないように要求すること。